

部活動の運営方針

青森県立青森工業高等学校

1 部活動の基本方針

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により、学校教育の一環として行われるものであり、スポーツや文化およびものづくりなどに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 部活動を通して心身ともに健全でたくましい生徒の育成を目指すとともに、社会に通用する人間力の向上に努める。
- (3) 部活動での指導ガイドライン（平成30年12月、青森県教育委員会策定）に則り、各部活動とも適切な休養日を設定するとともに活動時間を定める。

2 部活動の休業日及び活動時間

(1) 休養日について

学期中は週当たり、原則1日以上休養を設定するとともに、平日および週休日ともに、1日以上休養するよう努める。ただし、休養日は、定期考査前後や長期休業日、オフシーズン期に振り替えることができる。年間で104日程度の休養日を確保する。

(2) 活動時間について

1日の実活動時間が、平日は2～3時間程度、休日は3～4時間程度となるよう効率化に努める。ただし、大会、練習試合、合宿、遠征等は除くものとする。

(3) その他

定期考査期間及び定期考査1週間前の部活動は原則禁止とする。ただし、公式戦が定期考査直後に行われる場合などは、この限りではない。

3 設置されている部活動

(1) 運動部：ラグビー部、卓球部、バスケットボール部、陸上競技部、バレーボール部

硬式野球部、柔道部、ソフトテニス部、山岳部、バドミントン部、サッカー部
ボクシング部、テニス部、ヨット部、ボウリング部

(2) 文化部：吹奏楽部、科学部、演劇部、美術・漫画研究部、JRC部、華道部、写真部

放送部

工業クラブ（機械系、電気電子系、情報技術系、建築系、ねぶた研究）

応援団、生徒会

4 適切な運営のための体制

- (1) 各部顧問は年間の活動計画と活動実績を作成し、管理職に提出するとともに、生徒・保護者に対し活動目標・計画・活動費等の周知を行う。
- (2) 各部顧問および外部コーチは、健康管理・安全確保に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、生徒・保護者との信頼関係のもと、お互いを尊重し合いながら適切な部活動運営にあたる。